

令和元年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況について(案)

「第二次三重県行財政改革取組」は、「協創・現場重視の推進」「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」「残された課題への的確な対応」を3つの柱として、取り組んでいるところです。

本取組の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしており、今年度の具体的取組の年度実績を、資料3別表のとおり取りまとめました。

なお、1月末時点で取りまとめているため、2月以降の実績は見込みとなっています。

1 主な具体的取組の状況

【協創・現場重視の推進】

○協創の推進に向けた職員の現場・実践体験の促進（別表 番号3）

職員が、企業・NPO・市町などのさまざまな主体においての実践体験を積むことで、現場感覚を高め、協創の推進につながるよう、各部局において現場インターンを実施しました。

（平成30年度：7部局で25か所へ派遣 ⇒令和元年度：7部局で24か所へ派遣）

【機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営】

○機動的な財政運営の確保（別表 番号5）

歳入歳出両面における取組を進めてきた結果、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に掲げる数値目標については、概ね順調に改善が進んでおり、財政の健全化が図られてきています。

- ・経常収支適正度：目標（R元）100%以下⇒実績：99.8%
- ・経常収支比率：目標（R元）95.8%以下⇒H30：95.1%
- ・実質公債費比率：目標（R元）14.1%以下⇒H30：14.2%

【残された課題への的確な対応】

○「三重県職員人づくり基本方針」の見直し（別表 番号6）

「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」づくりに向けて、「三重県職員人づくり基本方針」の改定に取り組みました。

また、県民の皆さんからの信頼回復に向けて、県庁内の全所属に組織風土として定着していくよう、コンプライアンスミーティングの開催や職員研修の充実等により、コンプライアンスの一層の浸透、組織風土としての定着をめざして取り組みました。また、「的確な業務の進め方の徹底」に向けて、公文書等管理条例（仮称）の制定及び内部統制制度の体制整備、運用方針の策定に取り組みました。

○意欲の向上に向けた組織風土づくり（別表 番号7）

MIE職員カアワードについて、メールマガジンにおける優良事例の紹介やデータベースの利便性の向上を図るための改良を実施するなど、優良事例の水平展開に向けた取組を進めました。その結果、応募取組数は微減となったものの、応募所属割合については大幅に伸び、過去最高の数値となりました。

- ・ 応募取組数 平成30年度：247件 ⇒ 令和元年度：244件
- ・ 応募所属割合 平成30年度：79.3% ⇒ 令和元年度：84.9%

2 まとめ

本年度は取組期間の最終年度であり、本年度末で達成見込みの次に掲げる3取組を含め、予定していた11のすべての具体的取組を達成する見込みです。

○具体的取組の達成状況

- ・ 令和元年度達成（見込み）
 - 5 機動的な財政運営の確保
 - 10 情報セキュリティの確保
 - 11 情報システムに関する業務継続計画（BCP）の見直し

今後は、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の成果と課題をふまえ、策定を進めている次期の行財政改革取組に基づき、所要の取組を全力で推進していきます。

番号	具体的取組	工程	令和元年度 取組実績	取組 達成度	取組状況		担当課														
					成果と課題、今後の方向性等																
I 協創・現場重視の推進に向けて																					
1	① 現場重視でさまざまな主体との協創を促進する職員の人材育成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□協創の取組を進めるための研修の充実</td> <td>検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□協創の取組を進めるための研修の充実	検討					順次実施				<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修において、平成 28 年度より実施してきた協創の研修内容を踏まえた、協創の理念・必要性について理解を深めるための研修を実施(6月～7月) ・職員研修センターのブラッシュアップ研修において、協創の取組を推進するスキル向上に向けた研修を実施(説得力向上研修、伝える力向上研修、交渉力研修、現場力向上研修、プレゼンテーション研修、SDGS 研修など) 	平成 28 年度 達成済	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度は、本庁の全所属の代表者を対象に、平成 29 年度は、地域機関の全所属の代表者を対象に基本研修を実施するとともに、受講後、全ての所属で、協創の取組を進めるための職場内研修を実施しました。 平成 30 年度からは、新規採用職員研修において、協創の理念・必要性について理解を深めるための研修を実施しました。また、職員研修センターのブラッシュアップ研修において、協創の取組を推進するスキル向上に向けた研修を実施し、協創を促進する職員の人材育成に努めています。 	総務部人事課
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																	
□協創の取組を進めるための研修の充実	検討																				
	順次実施																				
2	② 協創による事業・業務の実施を促進する仕組みの構築	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□庁内の協創事例を集約したポータルサイトの構築</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□協創の推進に向けたオールインワンシステムの活用</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□庁内の協創事例を集約したポータルサイトの構築	検討	実施			□協創の推進に向けたオールインワンシステムの活用	検討	実施			<p><ポータルサイトの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの運営、充実(通年) ・協創の取組を推進するための職員研修における周知、活用(6月～7月) <p><オールインワンシステムの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協創・現場重視の推進に向けた取組を組織マネジメントとして進捗管理(通年) 	平成 29 年度 達成済	<p><ポータルサイトの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協創の推進に向けて、情報共有のための協創ポータルサイトを構築し、協創に関する庁内事例とともに、事例に携わった職員へのインタビューや取組に関する資料等を掲載しました。 ・協創に関する研修において、ポータルサイトの周知や活用を行いました。 <p>【掲載事例数】 平成 28 年度サイト開設時:50 件 ⇒ 令和元年度:107 件(1月末現在)</p> <p><オールインワンシステムの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメントの中で協創や現場重視の推進に向けた取組を的確に進行管理する仕組みを構築し、運用しました。 <p><ポータルサイトの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・構築したポータルサイトと協創を推進するための他の取組とを連携させて活用できました。今後もポータルサイトの充実を通じて、協創の推進、実践の向上に取り組めます。 <p><オールインワンシステムの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメントの中で運用することで、全ての職場で協創や現場重視の取組を進行管理することができました。引き続き、協創を促進する組織風土を醸成していきます。 	総務部行財政改革推進課
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																	
□庁内の協創事例を集約したポータルサイトの構築	検討	実施																			
□協創の推進に向けたオールインワンシステムの活用	検討	実施																			

番号	具体的取組	工程				令和元年度 取組実績	取組 達成度	取組状況	担当課	
		取組項目	28年度	29年度	30年度			元年度		成果と課題、今後の方向性等
3	③ 協創の推進に向けた職員の現場・実践体験の促進	取組項目 □現場インターン制度の創設	28年度 検討	29年度 実施	30年度	元年度	<p>・各部局において、派遣先、派遣時期、派遣期間、派遣者の検討</p> <p>・職員が、企業、NPO、市町などさまざまな主体においての実践体験を積むことで、現場感覚を高めるとともに、協創の推進につなげることを目的に、現場インターンを実施</p> <p>【年度実績】</p> <p>・戦略企画部 3箇所 6名 (QCサークル東海支部三重地区、三重エフエム放送株式会社、国立大学法人三重大学地域創生戦略企画室)</p> <p>・総務部 7箇所 10名 (公益財団法人三重こどもわかもの育成財団、社会福祉法人朋友、株式会社浅井農園、公立学校共済組合津宿泊所プラザ洞津、公益財団法人三重県文化振興事業団、一般社団法人わくわくスイッチ、四日市港管理組合)</p> <p>・医療保健部 1箇所 1名 (明和町)</p> <p>・環境生活部 4箇所 7名 (三重県環境学習情報センター、公益財団法人三重県文化振興事業団、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋、三重県交通安全研修センター)</p> <p>・地域連携部 1箇所 8名 (多気町)</p> <p>・農林水産部 5箇所 5名 (大紀町地域活性化協議会、三重外湾漁業協同組合錦事業所、有限会社深緑茶房、中勢森林組合、かんきつ農家(予定))</p> <p>・雇用経済部 3箇所 9名 (三重テラス、社会福祉法人朋友、公益社団法人三重県観光連盟)</p>	平成28年度 達成済	<p>・職員が、企業、NPO、市町などさまざまな主体においての実践体験を積むことで、現場感覚を高めるとともに、協創の推進につなげることを目的に、現場インターンを実施し、各部内で成果報告を行いました。</p> <p>・参加した職員からは、実際の現場を経験したことにより、効果的な施策の推進に向けた気づきや、業務姿勢を見直すきっかけにつながったなどの意見がありました。 引き続き、より効果的な現場インターンになるよう派遣先の協力を得ながら調整を行い、各事業・業務における協創の取組の推進につなげていきます。</p>	総務部人事課

番号	具体的取組	工程	令和元年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																				
					成果と課題、今後の方向性等																						
II 機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営に向けて																											
4	① 機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□効率的で機動的な業務遂行が可能となる組織体制・運営の検討</td> <td colspan="4">→ 随時実施</td> </tr> <tr> <td>□効率的で機動的な運用に向けたみえ成果向上サイクルの見直し</td> <td>→ 検討</td> <td colspan="3">→ 実施</td> </tr> <tr> <td>□弾力的な勤務形態の検討</td> <td colspan="4">→ 随時実施</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□効率的で機動的な業務遂行が可能となる組織体制・運営の検討	→ 随時実施				□効率的で機動的な運用に向けたみえ成果向上サイクルの見直し	→ 検討	→ 実施			□弾力的な勤務形態の検討	→ 随時実施				<p><組織体制・運営の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部署との意見交換(4月～9月) ・組織定数調整方針の検討・策定(9～10月) ・組織定数調整(10月～1月) <p><みえ成果向上サイクルの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し点を含めた、職員向け説明会の開催(4月) ・運用状況について関係課と検証の実施(4月～12月) ・検証結果を踏まえ、次年度運用方法の確定、周知(1月～2月) <p><弾力的な勤務形態の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度のワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の一つとして、具体的な実施内容や実施時期について労使で検討(4月～5月) ・時差出勤勤務(夏季における朝型勤務)を本格実施 実施期間 令和元年6月1日～令和元年9月30日 	平成29年度 達成済	<p><組織体制・運営の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた経営資源の中でも、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の推進とともに、社会経済情勢の変化等を踏まえた県政の諸課題に的確に対応できるよう、業務のさらなる集約化等、業務執行体制を見直し、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制の整備を図りました。 【平成29年度組織定数調整】 ・類似業務に応じた課(室)等の再編や「監」の見直しなどの改正を行いました。 【平成30年度組織定数調整】 ・少子高齢化の進展等、社会経済情勢が変化中、組織体制をより機動的なものへ見直すこととし、健康福祉部を医療保健部と子ども・福祉部に再編しました。 【令和元年度組織定数調整】 ・年々増加・深刻化している児童虐待相談に機動的に対応するため、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域担当する部門を独立させ、鈴鹿児童相談所を新設することとしました。 <p><みえ成果向上サイクルの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的で機動的な運用となるよう、部局担当者への聞き取り等を通じて、これまでの運用の検証を行うとともに、必要な見直しについて検討を行っています。 【これまでの主な見直し内容】 ・マネジメントサイクルを効率的に回していくための事業マネジメントシートの簡素化 ・組織マネジメントシートの活用に向けた運用マニュアルの充実及びコンプライアンスの徹底に向けた記載項目の見直し ・施策単位で事業体系を把握するための政策体系図の作成 <p><弾力的な勤務形態の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時差出勤勤務」の試行結果をふまえ、令和元年度は時差出勤勤務(夏季における朝型勤務)を本格実施しました。 【平成28年度】平成28年7月11日～平成28年10月31日 (実績)取得実人数…226人(職員全体の5.2%) 【平成29年度】平成29年6月1日～平成29年9月29日 (実績)取得実人数…254人(職員全体の5.9%) 【平成30年度】平成30年6月1日～平成30年9月28日 (実績)取得実人数…271人(職員全体の5.6%) 	<p><組織体制・運営の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な行政ニーズに的確に対応するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」もふまえ、業務執行体制の見直し等に取り組み、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制の整備を図っていきます。 <p><みえ成果向上サイクルの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントサイクルを効率的に回していくために、今後も、適宜検証を行い、効率的で機動的なみえ成果向上サイクルの運用に取り組んでいきます。 <p><弾力的な勤務形態の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、これまでの試行の結果をふまえ、夏季の期間における本格実施に取り組みました。 ・働き方について多様な選択肢があるということは重要であることから、弾力的な勤務形態について、引き続きどのような形で取り組めるか研究していきます。 	<p><組織体制・運営の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部総務課 <みえ成果向上サイクルの見直し> 総務部行財政改革推進課 <弾力的な勤務形態の検討> 総務部人事課
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																							
□効率的で機動的な業務遂行が可能となる組織体制・運営の検討	→ 随時実施																										
□効率的で機動的な運用に向けたみえ成果向上サイクルの見直し	→ 検討	→ 実施																									
□弾力的な勤務形態の検討	→ 随時実施																										

番号	具体的取組	工程					令和元年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																					
		取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度			成果と課題、今後の方向性等																							
5	② 機動的な財政運営の確保	<table border="1"> <tr> <td>取組項目</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度</td> <td>元年度</td> </tr> <tr> <td>□臨時財政対策債等を除く県債残高の減少傾向の維持</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立て</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□総事業本数の削減</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「三重県財政の健全化に向けた集中取組」 (上記3取組を含む) </div> </td> </tr> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□臨時財政対策債等を除く県債残高の減少傾向の維持	実施				□大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立て	実施				□総事業本数の削減	実施				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「三重県財政の健全化に向けた集中取組」 (上記3取組を含む) </div>					<p>実施</p>	<p>＜三重県財政の健全化に向けた集中取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の見直しに向けた庁内協議(通年) ・ネーミングライツ対象施設の拡大(通年) 歩道橋：8施設 都市公園：1施設 ・一般競争入札等による未利用財産の売却(通年) 3月末までの売却見込み 198,177千円(7物件) ・運転免許センターに広告付き案内地図を設置(4月～) ・クラウドファンディング事業を実施(6月～) 計7事業 ・超長期債(30年)の発行額を平成30年度発行額より増額(9月) ・「集中取組」に沿った令和元年度補正予算の編成(臨時財政対策債等を除く県債の令和元年度末残高を平成30年度より減額等)(通年) <p>※「県有施設の見直し一覧」は別紙2を参照。</p>	<p>達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出両面における取組を進めてきた結果、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に掲げる数値目標については、概ね順調に改善が進んでおり、財政の健全化が図られてきています。 経常収支適正度：目標(R元)100%以下⇒実績:99.8% 経常収支比率：目標(R元)95.8%以下⇒H30:95.1% 実質公債費比率：目標(R元)14.1%以下⇒H30:14.2% ※「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の進捗状況は、別紙1を参照 ・県財政の健全化に向けて、経常的な支出の抑制や多様な財源確保の取組を継続するとともに、県民に成果を届けることができるよう、多様化する県民ニーズに応えるための取組を進めます。 	総務部財政課
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																												
□臨時財政対策債等を除く県債残高の減少傾向の維持	実施																															
□大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立て	実施																															
□総事業本数の削減	実施																															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 「三重県財政の健全化に向けた集中取組」 (上記3取組を含む) </div>																																

番号	具体的取組	工程				令和元年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課											
		取組項目	28年度	29年度	30年度			元年度	成果と課題、今後の方向性等												
Ⅲ 残された課題への的確な対応に向けて																					
6	①「三重県職員人づくり基本方針」の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□「三重県職員人づくり基本方針」の検証・見直し</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□「三重県職員人づくり基本方針」の検証・見直し	検討	実施			□コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実	実施				<p><「三重県職員人づくり基本方針」の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」を基本的な考え方として、「令和元年度三重県職員研修計画」に基づき計画的に職員研修を実施(通年) ・「挑戦する風土・学習する組織」、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成」に向けて、「三重県職員人づくり基本方針」の見直し・改定(7月～3月) <p><コンプライアンスの日常化やチェック機能の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全庁的な推進体制の強化に向けた取組 ・組織マネジメントシートへの具体的な取組内容や目標の記載(4月) ・知事と本庁次長級以上の職員との面談(5月～6月) ・部局長研修(8月) ○職員一人ひとりの意識向上に向けた取組 ・「コンプライアンス宣言」への署名(4月) ・コンプライアンスミーティングを3回実施(5月～3月) ・「私のコンプライアンス宣言」の記載(5月～6月) ・知事と本庁各所属職員との意見交換(7月～) ・庁内メールによる知事への意見募集(9月～11月) ○的確な業務の実施に向けた業務の標準化の徹底やチェック手法の共有(通年) ・コンプライアンス懇話会の開催(9月、1月) ・県議会へ報告(9月、2月) 	平成28年度 達成済	<p><「三重県職員人づくり基本方針」の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年12月に「三重県職員人づくり基本方針」を改定し、職員へ周知を図りました。基本方針を踏まえ策定した「令和元年度三重県職員研修計画」に基づき、職員研修を実施したほか、「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」を基本的な考え方として、組織全体で人材育成に取り組みました。 <p><コンプライアンスの日常化やチェック機能の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の皆さんからの信頼回復に向けて、県庁内の全所属に組織風土として定着していくよう、コンプライアンスミーティングの開催や職員研修の充実等により、コンプライアンスの一層の浸透、組織風土としての定着をめざして取り組みました。また、「的確な業務の進め方の徹底」に向けて、公文書等管理条例(仮称)の制定及び内部統制制度の体制整備、運用方針の策定に取り組みました。 <p><「三重県職員人づくり基本方針」の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県職員人づくり基本方針(平成28年12月改定)」に基づき、職員が主体的に能力向上に取り組むとともに、現場を重視し、県民との協創の取組を推進することができる、高い意欲と能力を持った人材育成に取り組みました。 ・今後は、「挑戦する風土・学習する組織」づくりに向け、令和元年度中に「三重県職員人づくり基本方針」の見直しを行い、引き続き、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めるとともに、自ら考え、未来を切り開くための取組にも果敢に挑戦できる人材育成を進めていきます。 <p><コンプライアンスの日常化やチェック機能の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の皆さんの信頼を回復し、より高めていくために、令和元年度に改定する「三重県人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、コンプライアンス意識の向上や組織としての的確に業務を進めるための仕組みの構築などに取り組んでいきます。 <p>※コンプライアンスの推進に向けた取組状況は別紙3-1～3-4を参照。</p>	<p><「三重県職員人づくり基本方針」の見直し></p> <p>総務部人事課</p> <p><コンプライアンスの日常化やチェック機能の充実></p> <p>総務部行財政改革推進課</p>
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																	
□「三重県職員人づくり基本方針」の検証・見直し	検討	実施																			
□コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実	実施																				

番号	具体的取組	工程				令和元年度 取組実績	取組達成度	取組状況														
		取組項目	28年度	29年度	30年度			元年度	成果と課題、今後の方向性等	担当課												
7	② 意欲の向上に向けた組織風土づくり	<table border="1"> <tr> <td>□職員提案制度の見直し</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□MIE職員カアワードの見直し</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ストレスチェック実施体制の整備</td> <td>検討・整備</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	□職員提案制度の見直し	検討	実施			□MIE職員カアワードの見直し	検討	実施			□ストレスチェック実施体制の整備	検討・整備	実施			<p><職員提案制度の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「MIE職員カポータルサイト」及び「アイデアBOX」の運用、周知(通年) ・「テーマ別事業提案」について、提案に対する意見交換会を実施(8月) <p><MIE職員カアワードの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例の水平展開に向けた検討、実施(4月～) ・各部局で優秀取組の選定(1月～2月) ・MIE職員カアワード発表会の実施(3月) <p><ストレスチェック実施体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対するストレスチェック実施方針の表明(7月) ・全職員に対するストレスチェック制度・実施方法等の周知、受検勧奨(7月～9月) ・ストレスチェックの実施(10月) ・翌年度に向けたストレスチェック実施方法等の確認(2月～3月) 	<p>平成29年度 達成済</p>	<p><職員提案制度の見直し><MIE職員カアワードの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度及びMIE職員カアワードについて、制度の現状や課題等を踏まえ、業務・職場環境の改善・改革が進むよう、平成28年度に実施した若手職員中心のワーキンググループや平成29年度に実施したジュニアボードでの検討結果等を踏まえ、見直しを実施しました。 ・法により実施が義務付けられたストレスチェックについて、平成28年度から三重県職員メンタルヘルスケアシステムの中に位置づけ、職員に向けた制度の周知や受検の勧奨を行い、実施体制の整備を図ることができました。 <p><職員提案制度の見直し><MIE職員カアワードの見直し></p> <p>○職員提案制度について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「テーマ別事業提案」について、下記のテーマについて提案を募集したところ、2件の提案がありました。 ・提案をもとに効果的な事業の検討につなげていくため、提案者、担当課、公募職員による意見交換会を実施しました。 <p>【今年度のテーマ】 「県庁の改善・改革活動を活性化させるための方策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アイデアBOX」について、提案数が昨年度から増加しました。【提案数】平成30年度:123件 ⇒ 令和元年度:139件 <p>○MIE職員カアワードについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例の水平展開が進むよう、メールマガジンにおける優良事例の紹介や、データベースの利便性向上を図るための改良を行いました。 ・応募取組数は微減となったものの、応募所属割合については過去最高の数値となりました。今後とも、全庁でのさらなる浸透に向けて取組を進めます。 <p>【応募取組数】平成30年度:247件⇒ 令和元年度:244件 【応募所属割合】平成30年度:79.3% ⇒84.9%</p> <p>○職員提案制度及びMIE職員カアワードについて、「挑戦する風土・学習する組織」づくりに向けて、取組を進めます。</p> <p><ストレスチェック実施体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな機会をとらえて制度の周知や受検の勧奨を行った結果、職員の大半がストレスチェックを受検しました。また、結果の通知や高ストレス者の判定等、一連の業務を滞りなく行うための体制の整備が図れたことで、ストレスチェック制度を円滑に運用することができました。 ・今後も引き続き、ストレスチェック制度の円滑な運用に努めていきます。 	<p><職員提案制度の見直し></p> <p><MIE職員カアワードの見直し></p> <p><ストレスチェック実施体制の整備></p>	<p>総務部行財政改革推進課</p> <p>総務部福利厚生課</p>
□職員提案制度の見直し	検討	実施																				
□MIE職員カアワードの見直し	検討	実施																				
□ストレスチェック実施体制の整備	検討・整備	実施																				

番号	具体的取組	工程					令和元年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課										
		取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度			成果と課題、今後の方向性等												
8	③ 県民が納税しやすい環境の整備	<table border="1"> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">□MMKの利用環境整備</td> <td>実施</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>周知</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□MMKの利用環境整備	実施	→			周知	→			<ul style="list-style-type: none"> 自動車税の納付にMMKが利用できることをPR 納税通知書にチラシ同封(5月) ポスターの掲示(5月) 県ホームページ掲載(通年) MMK利用状況の確認(6月) MMKを利用した令和元年度納期内納付の実績 8,457件(納期内納付全体の1.3%) 	平成28年度 達成済	<ul style="list-style-type: none"> MMKを利用できる環境を整備し、広報にも取り組みました。 利用開始年度には、MMK端末を設置しているスーパー等の協力を得て、チラシへの自動車税納期限の掲載や、店内放送による自動車税の納期内納付の案内を実施しました。 MMKを利用した納付実績は、前年度より増加しました。 【平成28年度】4,667件(納期内の納付全体の0.8%) 【平成29年度】5,755件(納期内の納付全体の0.9%) 【平成30年度】7,654件(納期内の納付全体の1.1%) 【令和元年度】8,457件(納期内の納付全体の1.3%) 今後も納税通知書に同封するチラシ、県ホームページ等を活用して、引き続き周知していきます。 	総務部税務企画課	
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																	
□MMKの利用環境整備	実施	→																			
	周知	→																			
9	④ 未利用の県有財産の積極的な有効活用と売却	<table border="1"> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> <tr> <td>□今後の利用見込み等の検討</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td colspan="2">→</td> </tr> <tr> <td>□未利用財産の売却等</td> <td>実施</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□今後の利用見込み等の検討	検討	実施	→		□未利用財産の売却等	実施	→			<ul style="list-style-type: none"> <今後の利用見込み等の検討> 県有財産の自己点検の実施(7月～11月) 自己点検の結果を受けたフォローアップ対応(11月～1月) 未利用等の課題を有する財産(個別財産)の利活用検討及び利活用計画策定(1月～3月) <未利用財産の売却等> 売却対象財産について一般競争入札、インターネットオークションを実施(通年) 3月末までの売却見込み 198,177千円(7物件) 一般競争入札において入札者がなかった物件について買受申込の先着順による売払手続きを実施(通年) 2物件(申込受付期間:3月28日まで) うち1物件については、買受申込あり 	平成29年度 達成済	<ul style="list-style-type: none"> 県有財産の自己点検を実施し、点検結果を踏まえて異動報告等の手続きが未了であった財産についてはフォローアップ対応を行ったほか、活用されていない財産については3月に個別財産の利活用計画を策定します。また、未利用の県有財産の売却に向けて、一般競争入札やインターネットオークションを継続するほか、一般競争入札において入札者がなかった物件について買受申込の先着順による売払手続きを実施しました。 未利用財産の売却について、一般競争入札やインターネットオークション、先着順による売払いに取り組んだ結果、売却額は、約2億円となる見込みです。 引き続き、未利用の県有財産の有効活用及び売却に取り組むとともに、「みえ公共施設等総合管理基本方針」(平成27年3月策定)に基づき、長期的な視点に立って、県有財産の保有及び利活用の状況が最適なものとなるよう取り組みます。 	総務部管財課
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																	
□今後の利用見込み等の検討	検討	実施	→																		
□未利用財産の売却等	実施	→																			

番号	具体的取組	工程				令和元年度 取組実績	取組達成度	取組状況																		
		取組項目	28年度	29年度	30年度			元年度	成果と課題、今後の方向性等	担当課																
10	⑤ 情報セキュリティの確保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□情報セキュリティ研修、標的型攻撃メールの対応訓練、講演会などの実施</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>□サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□情報セキュリティ研修、標的型攻撃メールの対応訓練、講演会などの実施	実施	→	→	→	□サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し	実施	→	→	→	<p><情報セキュリティ研修などの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員研修の実施 新規採用職員研修(5回・127名受講)(4月) 割愛採用職員研修(3回・79名受講)(4月) 情報セキュリティ管理者研修(2回・59名受講)(4月) 情報システム運用管理担当者研修 前編(1回・27名)(4月) 情報システム運用管理担当者研修 後編(1回・16名)(5月) ITキーパーソン研修(1回・218名受講)(6月) 新任班長等研修Ⅱ(3回・125名受講)(8月) 情報セキュリティセミナー(3月) 情報セキュリティ内部監査の実施(7月～8月) 情報セキュリティ管理者セキュリティセルフチェック(6月～7月) 情報セキュリティ強化月間の実施(2月～3月) <p><サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティインシデントに対処するためのマニュアル(CSIRTマニュアル)の時点修正、見直し(4月) CSIRTマニュアルに基づく初動訓練(7月) 標的型攻撃メール対応訓練(8月～10月、2月) 	達成	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティを取り巻く環境変化や頻発するサイバー攻撃への対応を強化するため、情報セキュリティ強化月間における取組として情報セキュリティセミナーを開催したほか、職階や職務の専門性に依拠して企画した各種職員研修を実施しました。 10所属を対象に情報セキュリティ内部監査を実施しました。 サイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントに対処するためのマニュアル(CSIRTマニュアル)の時点修正や見直しを行いました。また、情報システム課職員を対象としたCSIRTマニュアルに基づくインシデント対応訓練や、職員を対象とした標的型攻撃メール対応訓練を実施しました。 職員を対象にした各種情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール訓練等の取組により、職員の情報セキュリティ意識の向上やインシデント対応能力の強化が図られるとともに、情報セキュリティ内部監査を受けた所属では指摘事項への対応策を講じたことで、情報セキュリティ対策の向上が図られました。 これまでの取組を踏まえつつ、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃等に適切に対応するため、各関係機関との連絡体制の一層の強化を図り、情報セキュリティの確保に努めます。 	地域連携部情報システム課					
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																						
□情報セキュリティ研修、標的型攻撃メールの対応訓練、講演会などの実施	実施	→	→	→																						
□サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し	実施	→	→	→																						
11	⑥ 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□三重県業務継続計画に基づく見直し</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>□情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練の実施</td> <td>検討</td> <td>→</td> <td>実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>□三重県広域受援計画に基づく見直し</td> <td>検討</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度	□三重県業務継続計画に基づく見直し	検討	実施	→	→	□情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練の実施	検討	→	実施	→	□三重県広域受援計画に基づく見直し	検討	→	→	実施	<p><情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムに関する業務継続計画の確認・見直し(6月～7月) 情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練計画書の作成(11月～12月) 訓練計画書に基づく訓練の実施(2月) 	達成	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度までに見直しを行った情報システムに関する業務継続計画について、内容の確認及び時点修正を行い、内容の最新化を図りました。 本年度に実施する訓練計画書の作成及び訓練計画書に基づく訓練を実施しました。 三重県広域受援計画に基づく見直しが完了したことで、現時点において、三重県業務継続計画及び三重県広域受援計画に記載されている内容を反映した情報システムに関する業務継続計画となりました。 今後、情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練を継続して実施していきます。 	地域連携部情報システム課
取組項目	28年度	29年度	30年度	元年度																						
□三重県業務継続計画に基づく見直し	検討	実施	→	→																						
□情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練の実施	検討	→	実施	→																						
□三重県広域受援計画に基づく見直し	検討	→	→	実施																						

「三重県財政の健全化に向けた集中取組（平成29年度～令和元年度）」の進捗状況について
（令和2年1月末現在）

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」は、深刻な財政状況を踏まえ、より一層の歳入確保と歳出構造の見直しによる財政の健全化に向けて、「第二次行財政改革取組」の一つである「機動的な財政運営の確保」のために平成29年度から令和元年度まで集中的に取り組む具体的な方策として、平成29年6月に策定しました。

本資料は、各取組項目のこれまでの進捗状況を取りまとめたものです。

なお、集中取組の計画期間は、平成29年度からの3年間ですが、平成28年9月に「三重県財政の健全化に向けた集中取組(素案)」を策定し、平成29年度当初予算編成において事務事業の見直しや歳入確保に取り組んだことから、素案に係る取組についても対象としています。

I 数値目標について

➤ 各比率とも概ね順調に改善しています。

〈表1〉

	目標	取組期間					
		H26	H27	H28	H29	H30	R元
経常収支適正度	R元年度までに100%以下	100.3%	100.4%	102.1%	101.6%	100.4%	99.8%
経常収支比率	R元年度時点で95.8%以下(本県のH26年度実績値) その後3年をめぐりに93.0%以下(H26年度の全国平均)	95.8%	97.9%	99.8%	98.0%	95.1%	—
実質公債費比率	R元年度までに14.1%以下(H26年度の全国中位) その後3年をめぐりに13.1%以下(H26年度の全国平均)	14.7%	14.4%	14.3%	14.2%	14.2%	—

II 歳出面の取組について

(1) 事務事業の見直し

➤ 事務事業の見直しにより、2.0億円の事業費を削減しました。

〈表2〉 事務事業の見直し実績※1 (単位:本、千円)

	29年度	30年度	元年度	合計
事務事業の見直し(終期の設定含む)	19	12	9	40
見直しによる削減額(当初予算ベース)※2	▲82,936	▲69,462	▲49,236	▲201,634

※1 集中取組に基づく見直しとして、29年度当初予算から実績を示している。

※2 元年度は6月補正後予算ベース

【参考】当初予算のシーリング設定による事業費削減額

H29:55%、H30:80%、R元:80% ⇒ 合計▲4,800,000千円

(2) 公債費、投資的経費の抑制

① 投資的経費の総額抑制

- ▶ 投資的経費の抑制により、県債残高は目標に対して順調に減少してきています。
 ▶ R元年度末の県債残高は、H28年度対比で309億円減少する見込みです。

〈表3〉投資的経費の抑制状況

(単位:億円)

	28年度 ①	29年度 ②	30年度 ③	元年度 ④	29年度抑制額 ②-①	30年度抑制額 ③-②	元年度抑制額 ④-③	抑制額合計 ④-①	
投資的経費※1 (うち公共事業費)	1,175 (820)	1,131 (883)	1,046 (882)	1,066 (884)	▲44 (63)	▲85 (▲1)	20 (2)	▲109 (64)	
臨時財政 対策債等 を除く県債 残高※2	目標	7,986	7,943	7,814	7,684	▲43	▲129	▲130	▲302
	実績	7,986	7,885	7,722	7,677	▲101	▲163	▲45	▲309

※1 H28、29、30年度は最終補正後予算の、R元年度は12月補正後予算の事業費ベース。

※2 H28、29、30年度は最終補正後予算ベース、R元年度は12月補正後予算に年度内補正見込額を加算。

② 県債の償還期間の延長

- ▶ 県債の償還期間を延長することにより、令和元年度の公債費は8.4億円の引下げ効果が見込まれます。

〈表4〉県債の償還期間の延長

(単位:億円)

	29年度	30年度	元年度 見込み	合計
対象県債	27	39	101	167
延長に伴う単年度あたりの 元金償還額の減少額	▲1.4	▲2.0	▲5.1	▲8.4

※臨時財政対策債と減収補てん債(特例分)について、借換時期が到来するものを、トータル30年償還に延長。

【参考】公債費の抑制

上記①、②の取組により、令和元年度の公債費は、集中取組以前(H28.2中期財政見通し)の推計値と比較すると、163億円低下する見込みです。

〈表5〉公債費の抑制状況

(単位:億円)

	令和元年度公債費見込み		抑制額 ②-①
	H28.2「中期財政見通し (推計A)」時点 ①	元年度 ②	
公債費見込み	1,271	1,108	▲163
うち、元金部分	1,126	1,019	▲107

※1 みえ農商工連携推進ファンドの解体に伴い発生する国の予算等貸付金債の償還金(20億円)は除く。

※2 市場公募債の償還に備えた積立てのうち、積立てを見送っている67億円は、別途積み立てる必要。

(3) 県単独補助金の見直し

- ▶ 県単独補助金について、38本、2.5億円の見直しを行いました。

〈表6〉補助金の見直し実績

(単位:本、千円)

	29年度	30年度	元年度	合計
補助金の見直し (終期の設定含む)	22	8	8	38
見直しによる削減額 (当初予算ベース)※1	▲85,583	▲67,158	▲99,589	▲252,330

※1 元年度は6月補正後予算ベース

(4) 社会保障関係経費の見直し

▶ 医療費の抑制に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進、重複・頻回受診の抑制、予防・健康増進に取り組んでいます。

後発医薬品適正使用協議会の開催、保険者に対する重複・頻回受診抑制に向けた取組状況の聞き取り、市町等の健康増進事業への支援等により医療費抑制に向けた取組を行いました。

〈表7〉国民健康保険における後発医薬品の割合(数量)

	27年度	28年度①	29年度②	30年度③	③-①
三重県	64.2%	70.2%	74.7%	79.2%	9%
全国平均	63.1%	68.6%	73%	77.7%	9.1%

※国民健康保険以外(協会けんぽ、健保組合等)の状況は把握できないため、三重県全体の効果額は把握できない。

【参考】令和元年度(新規の取組)

・三重とこわか健康推進事業(2,529千円)

(5) 総人件費の抑制

▶ 職員定数は平成29、30、令和元年度の3年間で、知事部局等で延べ87人、公立学校で延べ772人減少し、その減額効果は3年間で延べ69億円となりました。

▶ 時間外勤務時間は減少し、その減額効果は平成29、30、令和元年度の3年間で延べ20億円が見込まれます。

▶ 退職手当や旅費制度の見直しによって、平成30、令和元年度の2年間で減額効果は15億円が見込まれます。

① 職員定数の見直し

〈表8〉知事部局等

(単位:人、千円)

	29年度 (28年度対比)	30年度 (28年度対比)	元年度 (28年度対比)	3年間合計
職員数の減	▲15	▲26	▲46	▲87
減額効果	▲117,000	▲202,800	▲358,800	▲678,600

〈表9〉公立学校

(単位:人、千円)

	29年度 (28年度対比)	30年度 (28年度対比)	元年度 (28年度対比)	3年間合計
職員数の減	▲101	▲259	▲412	▲772
減額効果	▲808,000	▲2,072,000	▲3,296,000	▲6,176,000

知事部局等、公立学校計
▲6,854,600

※知事部局等、公立学校とも、減額効果は、定数条例の減員数×平均給与等
※公立学校は児童生徒数の減少に伴う減等

② 働き方の見直し

〈表10〉時間外勤務の削減

(単位:千円)

	29年度 (28年度対比)	30年度 (28年度対比)	元年度(見込) (28年度対比)	3年間合計
知事部局等	▲126,127	▲230,302	▲392,027	▲748,456
警察・議会	▲376,970	▲484,625	▲370,651	▲1,232,246

知事部局等、警察・議会計
▲1,980,702

※知事部局等における時間外勤務 H28年度 186h/人 ⇒ H30年度 180h/人 ▲6h/人

③ 人事・給与制度等の見直し

〈表11〉

(単位:千円)

	30年度	元年度(見込)	2年間合計
退職手当の見直し(H30.4.1)	▲660,000	▲640,000	▲1,300,000
旅費制度の見直し(H31.1.1)	▲40,000	▲170,000	▲210,000

退職手当、旅費制度計
▲1,510,000

※いずれも教育、警察を含む

(6) 維持管理費の抑制

▶ 全ての県有施設について必要性等を点検し、維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応、県民サービスの向上を図る両面の観点から見直しに取り組んでいます。(平成29、30、令和元年度見直し対象：23施設)

(7) 事務的経費の節減

▶ 旅費、消耗品費、食糧費について、平成28～30年度の3年間で合計6.4億円を節減しました。(平成27年度対比)

〈表12〉旅費、消耗品費、食糧費の節減状況

(単位:千円)

	27年度 ①	28年度 ②	29年度 ③	30年度 ④	28年度 節減額 ②-①	29年度 節減額 ③-②	30年度 節減額 ④-③	27-30年度 節減額 ④-①
旅費	1,628,826	1,490,673	1,463,238	1,400,265	▲138,153	▲27,435	▲62,973	▲228,561
消耗品	2,188,076	2,171,098	1,992,059	1,781,136	▲16,978	▲179,039	▲210,923	▲406,940
食糧費	47,287	45,640	45,492	39,809	▲1,646	▲149	▲5,683	▲7,478
計	3,864,189	3,707,412	3,500,789	3,221,210	▲156,777	▲206,622	▲279,579	▲642,979

(8) 事業の選択と集中を図る仕組みの見直し

▶ 選択と集中により大規模臨時的経費の規模を抑制するとともに、重点取組は一層の重点化を図りました。

〈表13〉大規模臨時的経費、重点取組等の予算規模の推移

(単位:千円)

	28年度 ①	29年度 ②	30年度 ③	元年度 ④	29年度抑制額 ②-①	30年度抑制額 ③-②	元年度抑制額 ④-③	抑制額合計 ④-①
i 大規模臨時的経費	8,543,691	8,111,626	6,368,004 ※1	6,499,379	▲432,065	▲1,743,622	+131,375	▲2,044,312
ii 重点取組(非公共)	1,313,282	292,365	207,719	253,366	▲1,020,917	▲84,646	+45,647	▲1,059,916
iii 国体基金の残高	1,252,608	1,303,219	1,354,075	1,554,929	+50,611	+50,856	+200,854	+302,321

※ i、iiは当初予算(R元年度は6月補正後予算)一般財源ベース。

iiiは、H29、30年度は年度末現在高、R元年度は年度末見込。

※1 H30年度の6,368百万円は、大規模臨時的経費から経常的経費に移行させた1,360百万円(政策的経費Ⅱ)を含めていない。

〈表14〉部局マネジメントによる予算の見直し状況

(単位:本、千円)

	29年度	30年度	元年度	合計
iv 事業の休止本数	26	9	9	44
見直し事業費	▲1,220,344	▲1,085,149	▲312,139	▲2,617,632

Ⅲ 歳入面の取組について

(1) 県税収入の確保

➤ 県税の徴収率の向上により、8.7億円の収入増となりました。

〈表15〉 県税徴収率の向上取組の成果

	28年度①	29年度②	30年度③	③-①
①給与所得者に係る特別徴収の割合	88.6%	89.0%	89.0%	0.4%増
②県税(個人住民税を除く)の徴収率	99.5%	99.6%	99.7%	0.2%増
※預貯金以外の差押件数割合	52.5%	53.1%	60.0%	7.5%増
③個人県民税の徴収率	95.5%	96.1%	96.3%	0.8%増

①~③の徴収率向上による県税収入増効果(推計) 870,000千円

(2) 財産の有効活用、未利用財産の売却促進

➤ 未利用財産の売却により、33物件、10.6億円の収入を確保しました。

①、②自己点検結果を踏まえ、毎年度個別財産(未利用財産)の利活用計画を策定し、売却等の処分に向けた取組を促進。
(R元に計画計上の未利用財産 63物件)

〈表16〉 未利用財産の売却実績 (単位:件、千円)

	28年度※1	29年度	30年度	元年度	合計
売却物件数	8 (10)	4	14	7	33 (35)
売却実績額	330,903 (332,282)	127,926	402,474	198,177	1,059,480 (1,060,859)

※1 上段は、H28.9集中取組素案公表以降の実績。下段()は、28年度の年間実績。

③ 志摩庁舎未利用スペースの貸付先の公募を実施(入札なし)。民間事業者から公募内容に関する意見聴取(サウンディング)を実施。

➤ 自動販売機の設置箇所の拡大や契約方法を見直し、43百万円の増収効果が出ています。

④ 自動販売機設置場所の貸付状況(教育、警察、指定管理者を含む)

〈表17〉 (単位:台、千円)

	【参考】28年度	29年度	30年度	令和元年度※	合計
新規、更新契約台数	11	18	52	37	107
新規、更新契約に伴う増収額	4,489	11,556	14,292	16,666	42,514

※令和2年1月末見込

【参考】自動販売機設置による平成30年度年間収入額 合計 98,577千円

⑤ 新たな売却手法として県有財産の先着順による売払事務取扱要綱を制定し平成30年3月30日から施行。
平成30年度:1物件を募集(申込なし)
令和元年度:2物件を募集(うち1物件申込あり/売払額 55,600千円)

(3) 使用料、手数料の見直し

▶ 平成 30、令和元年度当初予算において、3 年以上改正をしていない使用料、手数料を見直し、47 百万円の収入を確保しました。

①「使用料、手数料にかかる見直しについて」の策定

②3年以上改正の要否の検討をしていない使用料、手数料について、所要経費の算入・他都道府県等との比較・受益者の応分負担や利用者見込等との整合性の視点により、平成 30 年度予算編成から検討を開始

【見直しの成果】

使用料・手数料を合わせた「単価改正による増収分」

平成 30 年度当初予算 3,942 千円(新設と法令改正によるものを除く)

令和元年度当初予算 2,405 千円(新設と法令改正、消費増税によるものを除く)

【参考】

新設と法令改正を含めた増収分 平成 30 年度当初予算 37,879 千円

令和元年度当初予算 9,376 千円

(4) その他の歳入確保策の推進

▶ ネーミングライツ、クラウドファンディング等の取組により、平成 29～令和元年度の 3 年間で 22 百万円を確保しました。

(表 18) その他の歳入確保策による収入確保実績

(単位:千円)

方法	箇所、事業数等(H29～R1)	29 年度	30 年度	元年度※	合計
① ネーミングライツ	歩道橋 (H29:3、H30:5、R1:7)	195	765	1,380	2,340
	都市公園 (H29:0、H30:1、R1:1)		1,310	1,310	2,620
② 広告	広告付き案内地図 (本庁舎、運転免許センター)		1,296	2,485	3,781
	スクールバス、地震体験車 への広告掲載	320	331	710	1,361
③ クラウドファンディング	事業数 (H29:1、H30:9、R1:7)	498	7,378	4,169	12,045
合計		1,013	11,080	10,054	22,147

令和 2 年 1 月末見込

①平成 29 年 3 月にネーミングライツの導入に関する基本方針を改訂し、対象施設の拡大等を図り、新たに歩道橋及び都市公園についてネーミングライツの契約を締結。

②広告付き案内地図を設置(県本庁舎:平成 30 年 6 月～令和 5 年 3 月、運転免許センター:平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月)。スクールバス(平成 29 年 4 月～)、地震体験車(平成 31 年 1 月～)に広告を掲載。

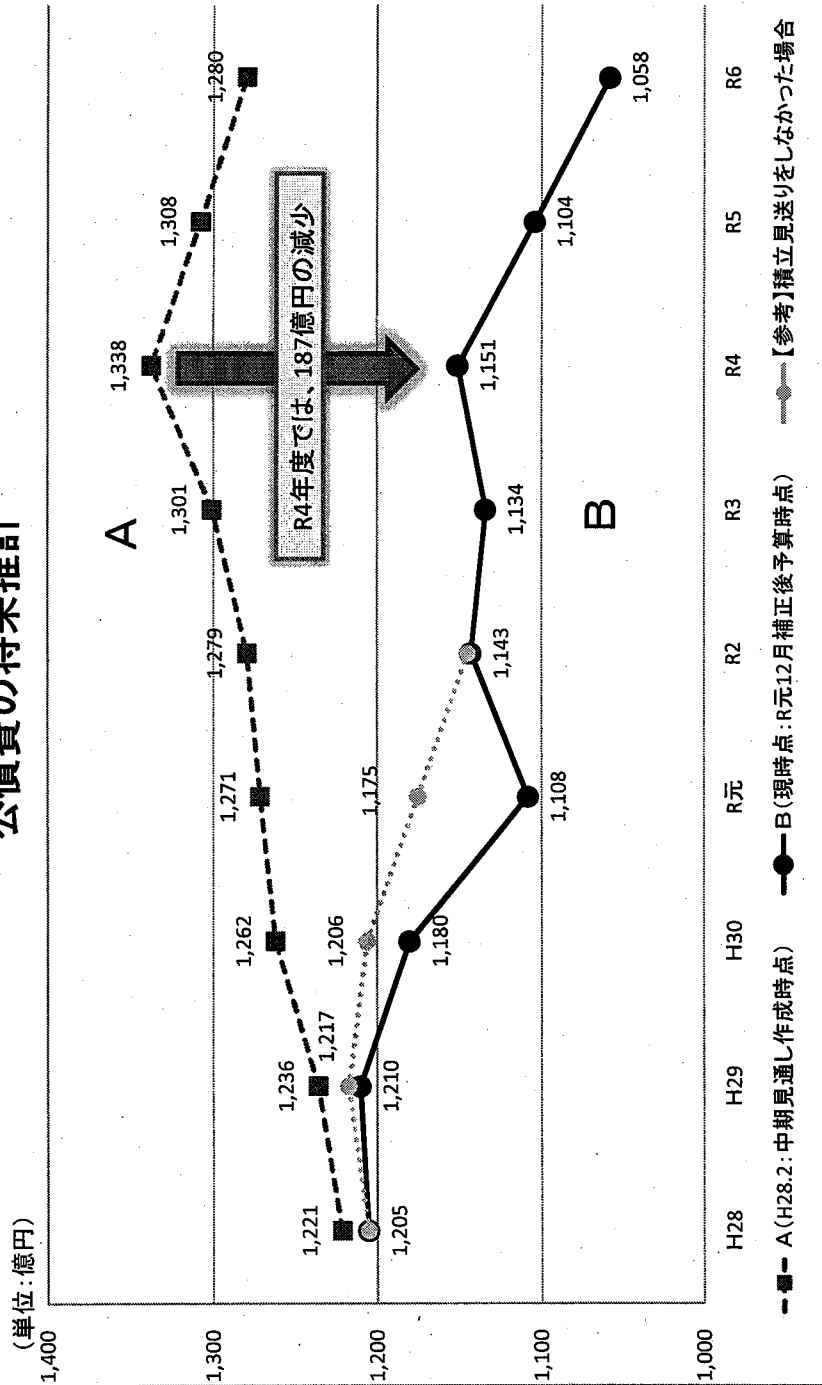
③平成 29 年 9 月にクラウドファンディング活用指針を策定し、平成 30 年度:9 事業、令和元年度:7 事業を実施

④各部署で把握している外部資金助成制度をイントラホームページで情報共有

【添付資料】

- ・公債費の将来推計(グラフ)
- ・人件費の推移(グラフ)
- ・中期財政見通しにおける令和元年度見込み額と令和元年度6月補正後予算額(一般会計)との比較(表)
- ・集中取組期間3か年における当初予算の推移(表)

公債費の将来推計

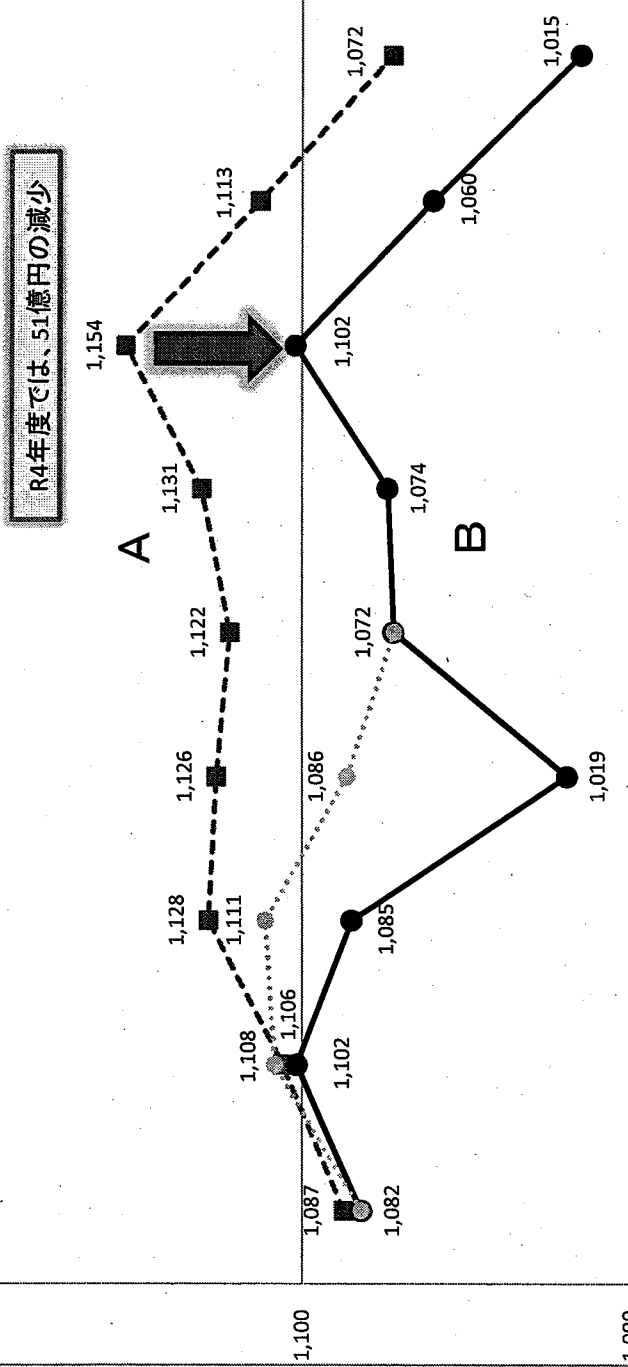


(注)

- 1 本試算は、下記の前提条件により機械的に試算したものであり、今後の県債発行状況により大きく変動する可能性があります。
- 2 将来金利の設定については、令和元年7月内閣府発表、経済財政の中長期試算を参照しています。(経済に関する2つのケースのうち「ベースラインケース」名目長期金利)
- 3 公債費は、借換分を除いた数値です。
- 4 公債費は、みえ地域コミュニティ応援ファンド及びみえ農商工連携推進ファンドの解体に伴い発生する国の予算等貸付金債の償還金(H29:8億円、H30:32億円、R元:20億円)を除いた数値です。
- 5 市場公募債の償還に備えた積立のうち、積み立てを見送っている100億円は試算に含まれていないため、別途積み立てる必要があります。

公債費(元金)の将来推計

(単位: 億円)
1,200
1,100
1,000



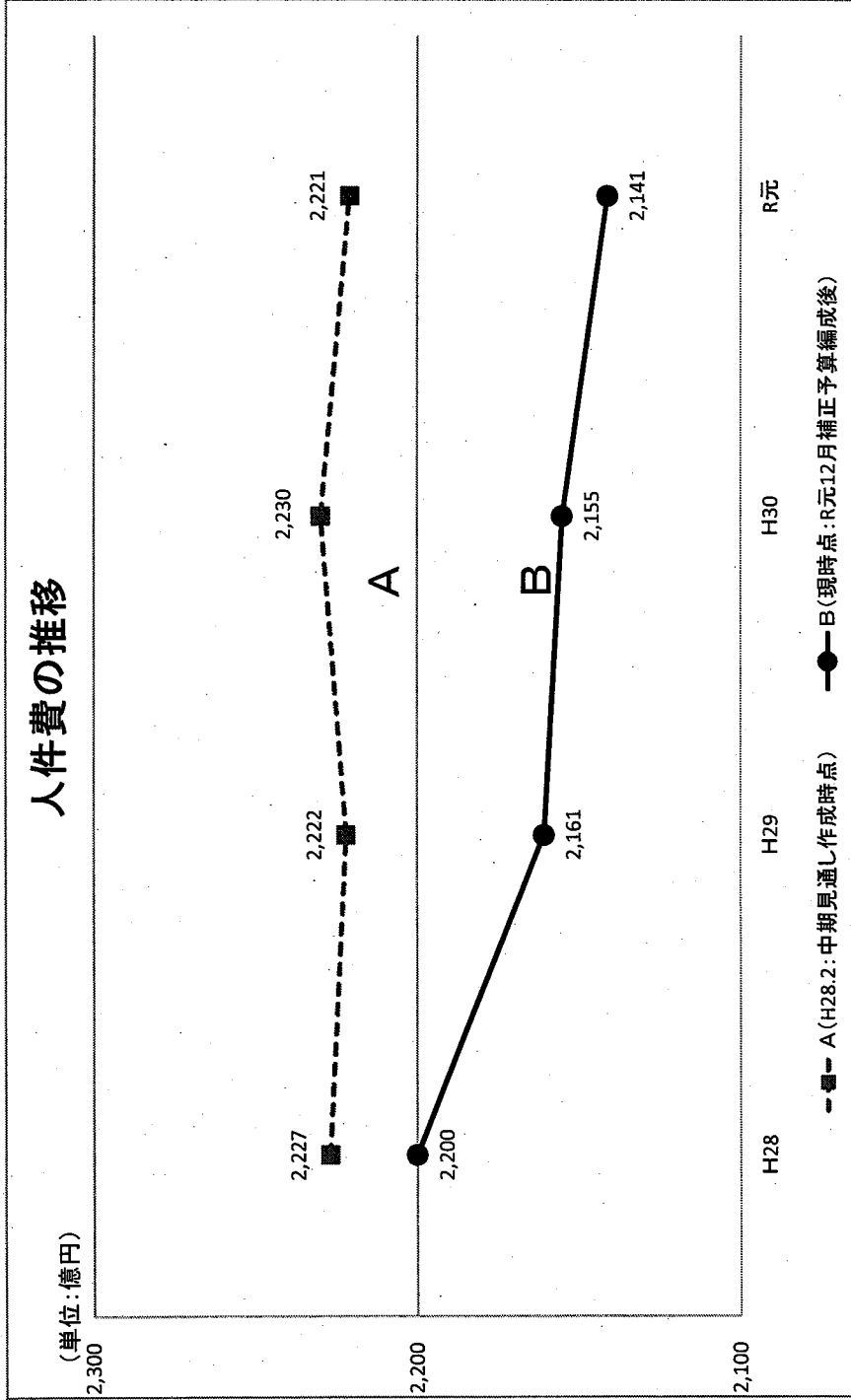
R4年度では、51億円の減少

■ A (H28.2: 中期見通し作成時点) ● B (現時点: R元12月補正後予算時点) ... 【参考】積立見送りをしなかった場合

(注)

- 1 本試算は、下記の前提条件により機械的に試算したものであり、今後の県債発行状況により大きく変動する可能性があります。
- 2 公債費は、借換分を除いた数値です。
- 3 公債費は、みえ地域コミュニティ応援ファンド及びみえ農商工連携推進ファンドの解体に伴い発生する国の予算等貸付金債の償還金(H29: 8億円、H30: 32億円、R元: 20億円)を除いた数値です。
- 4 市場公募債の償還に備えた積立のうち、積み立てを見送っている100億円は試算に含まれていないため、別途積み立てる必要があります。

人件費の推移



(注)

- 1 人件費Aの中期見通しについては、平成28年度は県民力ビジョン第二次行動計画より、平成29年度から令和元年度はH28.2中期見通しによります。
- 2 人件費Bは一般会計で、平成30年度までは決算値、令和元年度は12月補正後予算の額となります。

中期財政見直しにおける令和元年度見込み額と
令和元年度6月補正後予算額(一般会計)との比較

(単位:億円)

	中期財政見直しにおける 令和元年度見込み		令和元年度 当初予算 要求額	令和元年度 6月補正後 予算額
	H28.2 第二次行動計画 時点	H29.6 集中取組 時点		
人件費	2,221	2,179	2,149	2,139
社会保障関係経費	1,072	1,113	1,079	1,099
公債費	1,271	1,205	1,180	1,133
義務的経費 小計	4,564	4,497	4,408	4,371
税関関連交付金	1,109	889	1,004	1,007
一般行政経費	1,760	1,652	1,810	1,858
合計 A	7,433	7,038	7,222	7,236
【参考】税関関連交付金を 除いた合計	6,324	6,149	6,218	6,229
歳入 合計 B	6,985	6,768	7,085	7,236
歳出と歳入の差額 C (B-A)	△ 448	△ 270	△ 137	0

【参考】要求状況公表時点における要求額と歳入見込み額との差額

H28	△247
H29	△219
H30	△165
R元	△137

集中取組期間3年における当初予算の推移

(単位:億円)

区 分	当初 (H28.2月時点) の 推計値 (推計A) ①			各年度当初予算額 ②			差額 ②-①			
	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	
歳 出	人件費	2,222	2,230	2,221	2,177	2,157	2,139	▲ 45	▲ 73	▲ 82
	退職手当	210	217	209	206	205	201	▲ 4	▲ 12	▲ 8
	社会保障関係経費	1,035	1,044	1,072	1,044	1,049	1,099	8	5	26
	公債費	1,236	1,262	1,271	1,210	1,182	1,133	▲ 25	▲ 80	▲ 138
	税関関連交付金	1,051	1,090	1,109	864	934	1,007	▲ 188	▲ 156	▲ 102
	一般行政経費	1,880	1,777	1,759	1,734	1,647	1,858	▲ 146	▲ 130	99
	歳 出 計 A	7,425	7,402	7,433	7,029	6,968	7,236	▲ 396	▲ 434	▲ 197

歳 入	県税	2,533	2,819	2,869	2,452	2,473	2,646	▲ 81	▲ 346	▲ 223
	地方消費税清算金	658	674	686	564	656	696	▲ 94	▲ 19	10
	地方譲与税	294	30	30	317	317	333	23	288	303
	地方交付税 (臨時財政対策債、減収補てん 債を含む)	1,798	1,816	1,772	1,811	1,809	1,632	13	▲ 7	▲ 140
	国庫支出金	757	741	741	741	713	794	▲ 17	▲ 28	54
	県債	617	547	545	539	495	601	▲ 78	▲ 53	56
	その他	368	350	342	405	389	388	37	38	45
	歳 入 計 B	7,026	6,977	6,985	6,829	6,851	7,090	▲ 197	▲ 126	105

歳出と歳入の差額 (B-A)	▲ 399	▲ 425	▲ 448	▲ 200	▲ 117	▲ 146	199	308	302
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----

財政調整	399	425	448	200	117	146	▲ 199	▲ 308	▲ 302
財政調整のための基金	102	122	122	87	31	74	▲ 15	▲ 91	▲ 48
財源不足を調整するた めの地方債	104	97	86	113	86	72	9	▲ 11	▲ 14
要調整額	193	206	240	0	0	0	▲ 193	▲ 206	▲ 240

※数値は四捨五入によるため、各区分の合計と歳出計欄、歳入計欄の数値等が一致しない場合があります。
 ※「各年度当初予算額」の2017年度 (H29) は1号補正予算後、2019年度 (R元) は6月補正予算後の額です。

【参考】県債残高 (建設地方債等) の状況

(単位:億円)

	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)
「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」における目標値	7,943	7,814	7,684
当初予算後	7,897	7,738	7,683
差	▲ 46	▲ 76	▲ 1

※「当初予算後」の2017年度 (H29) は1号補正予算後、2019年度 (R元) は6月補正予算後の額です。

集中取組期間における県有施設の見直し一覧

資料3 別紙2

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を決めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	備蓄倉庫 <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。現在の場所でなければならない理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別 ・H30.8 必要な資機材の移動 ・H30.11 第二次みえ県有財産利活用方針に基づく地元自治体への購入意向確認(意向なし) ・R1.6~7 アスベスト分析調査(なし) ・R1.8~11 登記・測量業務の実施 ・R1.8~ 不要な資機材の処分 ・R1.12 不動産鑑定の実施 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3 売却 	防災対策部
2	衛星第2統制局舎 <直営>	<p>廃止(解体)</p> <p>当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止(解体)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中 ・H30.7まで 保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続き等の確認 ・必要物品の順次移動 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管している無線設備の予備品等の保管場所確保が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要物品の移動先の検討 ・移動先の決定後、必要物品を移動 ・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施 	防災対策部
3	旧三重県鳥居会館 <直営>	<p>廃止(貸付又は用途変更)</p> <p>当該施設は県立看護短期大学として昭和34年に建設されたものである。平成9年に用途廃止をした後は倉庫・書庫として活用していたが平成26年度限りで老朽化に伴い使用を禁止している。建物の解体撤去に多額の費用がかかることなどから、民間活力を生かした利活用スキームも含めて、廃止(貸付又は用途変更)の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4~5 部内で課題を整理し、利活用案を策定 ・H30.6~7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取 ・H30.7~12 民間事業者の意見を踏まえ、部内で利活用案の再検討 ・H31.1~ 破損個所の直営修繕等コストを抑えた維持管理の実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用には建物の解体が必要であるが、多額の経費が必要なため、財政状況を考慮しながら実施を検討 ・立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用が望めない ・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育館(リサイクルセンター)の取扱と併せた検討が必要 ・将来見込まれる県庁周辺の再整備の際に、代替用地として必要となる可能性がある ・公図混土地のため、売却等の処分を行う際には、測量・分筆・登記等の整理が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁周辺の限られた県有地として、将来の活用を見据えて土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えつつ、安全性を確保しながら、実現可能な利活用方法を検討していく。 	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
4	職員公舎 (浜島、尾鷲13号) <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。施設の老朽化や今後の利用見込みを踏まえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p><浜島住宅></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.7～9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部) ・H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし) ・H31.1～売却手法の検討、接道条件の改善に向けた調整 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の接道条件が悪く利活用に制約があることや立地条件から、民間ニーズは低いと見込まれる ・建物(2棟)が残置しているため更地化には解体費が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却に向けて、接道条件の改善のための手続き(測量・分筆)を進める。 <p><尾鷲13号></p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.6～尾鷲市と県有地内私道の取扱いに関する協議 ・H31.1～尾鷲市との協議に向けた情報収集、検討 ・R1.10～貸付も考慮した利活用方法の再検討 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有地内私道が存在しており、処分にあたっては整理が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾鷲市と県有地内私道の取扱いに関する協議を継続する ・同一敷地内にある尾鷲寮の将来的な活用も念頭に置きながら、建物付きでの売却のほか、建物付きでの貸付も視野に入れて利活用に向けた取組を進める 	総務部
5	社会福祉会館 <直営>	<p>民間活力の導入(PFIなど)</p> <p>当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮者等へ質の高い福祉サービスを提供している。昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し迫っていることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP/PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.1 PPP/PFI、通常修繕との比較検討とりまとめ ・H31.1 財政課とPPP/PFI実施に向けた協議を実施 ・R1.6 導入可能性調査業務を公募型プロポーザルにて募集開始 ・R1.7 入居団体と意見交換会を実施 ・R1.8 導入可能性調査業務について百五総合研究所と契約 ・R1.9～10 各団体とのヒアリングを実施 ・R1.12 民間事業者へのサウンディング <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替時の入居団体の執務スペースの確保 ・駐車場スペースの確保 ・導入可能性調査に引き続きアドバイザー業務等の契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入可能性調査の成果を受け、アドバイザー業務等、事業実施に向けた協議 	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
6	鈴鹿病院多目的客室 〈無償貸付〉	<p>移譲(又は廃止)</p> <p>当該施設は、国立鈴鹿病院の重症心身障害児に係るゲストハウスとして昭和44年に建設された。老朽化が進む中、現在に至るまで親の会が有効に活用、管理運営していることを踏まえて、移譲又は廃止の可能性について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.6～H31.1 親の会との意見交換 ・H31.2 解体撤去を行う方針を決定。土地所有者である鈴鹿病院へ報告 ・H31.4 5年間の無償貸付が更新期日を迎えることから、私物撤去等の準備期間を考慮し、H31.4.1～R1.7.31を貸付期間とする貸借契約を親の会と締結 ・R1.5 鈴鹿病院に取壊しにかかる協力を依頼 ・R1.8 貸付期間満了につき、親の会とともに現地確認を実施 ・R1.12 12月補正予算に解体工事費を計上 ・R2.1 解体工事入札手続き <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3まで 解体工事完了 	子ども・福祉部
7	旧知的障害者更生相談所 〈無償貸付〉	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた施設として平成11年に建設されたものである。更生施設においては、行動観察により処遇方針を作成するといった事業を行っていたが、平成18年に同施設を廃止した後、平成19年からは社会福祉法人に貸与し、障害者支援施設として、他の施設では対応困難なケースを積極的に受け入れるとともに、行動観察事業の実施等、県の先進的・模範的な取組を推進している。</p> <p>令和3年度までの貸与契約等を締結済であることから、契約期間満了後を見据え、同施設の移譲・売却の検討を進める。</p> <p>知的障害者更生相談所については、平成21年度より身体障害者更生相談所と統合し、障がい者相談センターへ移転。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5 (福)おおすぎと協議 ・R1.6 土地の境界確認等の実施 ・R1.7 不動産鑑定(1回目)業務の契約 ・R1.8 鑑定業者、おおすぎと協議 ・R1.9 土地の境界確認の実施(立会欠席者あり) ・R2.1 土地の境界確認の実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H9～10年度に施設整備国庫補助金が充てられているため、財産処分手続きについて厚生労働省との調整が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き(福)おおすぎとの協議 ・不動産鑑定(1回目)の実施 ・不動産鑑定(2回目)の契約、実施 ・厚生労働省との財産処分協議 	子ども・福祉部
8	旧小児心療センターあすなる学園、同分校 旧草の実りハビリテーションセンター	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、老朽化に伴い、平成29年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。</p> <p>跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 解体工事完成 地盤変動影響調査(事後)の要望あり ・R1.5 用地測量業務契約 ・R1.6 地盤変動影響調査(事後)契約(補償の必要な家屋あり) ・R1.9 用地境界立会の実施(立会欠席者あり) ・R2.1 用地境界立会の実施(立会欠席者あり) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に伴う家屋補償契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地境界立会の実施 ・分筆、登記 ・管財課への引継ぎ 	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
9	交通安全研修センター ＜指定管理＞	<p>団体研修特化型施設として継続</p> <p>当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。 当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識が向上している。(受講者アンケートより)</p> <p>県内の人口10万人当たり交通事故死者数は全国的には上位であり、交通安全教育は警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていることから、取組の更なる効率化を図る必要がある。</p> <p>このことから、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通事故を減少させていきたい。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5 経費節減手法について検討するとともに、時勢を反映した研修を行うなど、県民が興味を持てるような仕組み作りを実施 ・R1.7 指定管理者から実態を聴取するとともに、他県の事例を調査 ・R1.8 団体研修利用者増加手法、施設運営体制の再検証 ・R1.10 協議を踏まえた県の再対応方針の検討 ・R1.11まで 見直し案の効果や費用の検証 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の約85%を指導員人件費、研修機器維持管理費が占めており、人件費、機器維持管理費削減といった経費節減は研修レベルの低下、研修受講者数の大幅減に直結し、高度な参加・体験・実践型教育を提供できる当該施設の有存在意義が喪失する恐れがある。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.2 見直しの方向性案を議会で説明 ・R2.4～8 今回の見直しを取り入れた仕様書作成 ・R2.9～11 次期指定管理者募集・選定 ・R2.11 議会提出 ・R3.4 次期指定管理期間開始 	環境生活部
10	みえ県民交流センター ＜直営、一部指定管理＞	<p>指定管理者等と協議のうえ、開館日や開館時間等の見直しを行う。 また、施設のあり方等については、引き続き検討していく。</p> <p>当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。 また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体(みえ災害ボランティア支援センター)の拠点や連携の場となる機能を有している。 今後、開館日時やフロアの活用方策の見直しにより、施設を一層効率的・効果的に活用していく。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の市場性に関する聴き取りを実施。 ・施設の利用状況や有効活用策などのあり方について、利用者や関係者等との意見交換、アンケート調査を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の市場性については不確実性がある。 ・開館日時の見直しといった有効活用策については、利用者や関係者との調整が必要。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.1～ 指定管理者を含む施設入居者や中間支援組織等との有効活用策に関する協議や試行等を行ったうえで、R4年度からの次期指定管理期間までに、開館日時等の適切な見直しを行うとともに、移転も含めた施設のあり方についても引き続き検討していく。 	環境生活部
11	旧博物館 ＜直営＞	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。 三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転するとして、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.5 県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結 ・H30.3 津市の都市マスタープランに同局の移転について記載 ・H30.4 旧博物館跡地の土地利用規制解除に向けての敷地測量 ・H30.6～8 津市との協議及び関係自治会への説明 ・H31.1 津市の都市計画審議会への付議 ・H31.2 津市都市計画変更決定 ・H31.4～ NHKとの協議開始 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協議予定 	環境生活部
12	旧留学生センター ＜直営＞	<p>管理換え(埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用)</p> <p>当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」(企業庁所管)、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」(環境生活部所管)として、昭和59年に建設された。 現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.16 県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ ・H30.3.26 教育委員会への管理換えにかかる承諾文書発出 ・H30.4.1 教育委員会への管理換え 	環境生活部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
13	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセンター社屋 ＜四日市市管理＞	<p>四日市市との継続協議</p> <p>当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に同社を解散した後は、企業等向けに事務所等の貸付を行っている。</p> <p>入居企業が退去したため平成31年4月1日から休館していること、また、四日市市が行っている入居希望者の意向確認の結果等を踏まえ、令和2年度以降に本施設の運営方針について検討することから、引き続き協議を重ねる。</p>	<p>＜鈴鹿山麓リサーチパーク全体＞</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・リサーチパーク連絡調整会議の開催 ・限定されている用途の拡大に向けて四日市市と協議 ・庁内情報共有会議の開催 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元調整後、用途拡大に向けた事務手続きが必要(四日市市) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.4～ 地元調整の継続及び事務手続き(四日市市) ・R2.3～ 県設置のリサーチパーク連絡調整会議について整理 <hr/> <p>＜旧三重ソフトウェアセンター社屋＞</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内で課題を整理し、対応策を検討中 ・入居希望者の意向確認の状況についての情報共有 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社屋が存在している鈴鹿山麓リサーチパーク全体のあり方についての議論及び四日市市が行っている入居希望者の意向確認の結果等を踏まえて、四日市市と本施設の運営方針について協議が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.4～ 四日市市との継続協議 	地域連携部
14	ゆめドームうえの ＜指定管理＞	<p>「継続」または「民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化」</p> <p>当該施設は、平成9年に建設された屋内体育施設である。</p> <p>県有施設としては広域利用が前提となるが、一部の施設の利用者は伊賀市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込まれることから、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減も含め、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内で利用実績や課題を整理し、対応策を検討 ・利用実績等を踏まえ、見直しの方向性の検討に向けて、部内で論点を整理 ・伊賀市へ移譲に関する意向を確認した結果、「伊賀市が施設を譲り受けることは困難」「県営施設として継続されることを希望する」旨回答を得た。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の施設機能を残しつつ、民間活力の利用によるさらなる運営の効率化 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.12～ 民間活力を利用した効率的な施設運営の事例調査検討 	地域連携部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
15	三重交通G スポーツの杜 伊勢(体育館) <指定管理>	<p>【継続検討】 令和3年度の三重とこわか国体終了後に方向性を定める。</p> <p>当該施設は、三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインアリーナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。 ともに老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿には県営体育館が、近隣には体育館機能を有した県営サンアリーナが存在することから、今後の県営体育館のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】 ・部内で課題を整理し、見直しの方向性に沿って検討を進めてきた</p> <p>【課題】 ・県営体育館としての広域的役割、機能の必要性について検討が必要 ・県営体育館としてのあり方についての整理が必要 ・県営として存続する場合、現在の2館体制をどうするか検討が必要</p> <p>【今後の予定】 ・R2.2～ 課題の検討継続 検討結果を元に一定の方向性を定める ・R3.4～ 伊勢市と情報交換 見直しの方向性について二役と協議 ・R4.2 見直しの方向性案を議会で説明</p>	地域連携部
16	三重県営松阪野球場 <指定管理>	<p>県営存続 見直しの考え方に基づいた調査検討や松阪市との協議を行った結果、引き続き県営として存続し、県で最低限必要な維持修繕を実施していく。</p> <p>当該施設は、昭和50年に建設された。 老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、県内の主要な市営球場と比較して広域性がより高いとは認められないことなどから、今後の県営野球場のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】 ・部内で課題を整理し、見直しの方向性の検討に向けて論点を整理 ・今後の球場のあり方について松阪市と協議を実施(H30年度8回、R1年度6回)</p>	地域連携部
17	鳥羽休憩所(鳥羽ビジターセンター) <直営>	<p>移譲(又は廃止) (令和2年度末を目処に移譲又は廃止する。)</p> <p>当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。 鳥羽市の観光案内所など一部の機能が重複していること、利用者数が少ないこと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。</p>	<p>【経過】 ・H30.1～H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。 ・H30.12～R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受け入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している団体の拠点の移譲先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行っている。 ・R1.12～R2.2 さらに移譲先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点を踏まえ調整を進めている。</p> <p>【課題】 ・移譲先について複数の候補地を個別に調整しているが、事業の執行に必要となる、①広さ(打合せ及びチラシ展示等のスペース)、②場所(公共交通機関や集客交流施設からの距離)、③駐車場(台数)、④使用料金等を考慮するなかで、場所の決定まで至っていない。 ・また、関係団体以外への施設譲渡について、関係市町や関係団体の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。</p> <p>【今後の予定】 ・R2.3～R2.9 引き続き、現施設で活動している団体の拠点の移譲先の確保について、関係市町や関係団体等と個別に協議を行う。関係市町や関係団体の意向を踏まえて、関係団体以外への施設の譲渡、あるいは取壊しを決定する。 ・R2.10～R3.3 決定内容について、関係市町や関係団体等と連携し、国立公園協会会員である地元事業者等の理解を得るよう努める。</p>	農林水産部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
18	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都市センター 〈直営〉	<p>廃止(解体撤去)</p> <p>当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設された。企業向けに会議室等の貸出しを行ってきたが、施設の稼働率が低調なことや、維持管理に多額の費用を要することなどから、平成31年4月から休館している。</p> <p>老朽化に伴い必要となっている大規模修繕費及び維持管理経費に見合う利活用が見込めないことから、施設を廃止・解体のうえ、四日市市から借りている土地を返還する方向で見直しを進める。</p>	<p>見直しの方向性を踏まえ、都市センター条例を廃止し、建物を解体のうえ、土地を四日市市へ返還する。</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議 ・H31.4～ 休館 ・H31.4～ 建物の利活用について検討 ・R1.12 見直しの方向性について常任委員会で説明 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.3 都市センター条例を廃止し、用途廃止 ・R2.4以降 建物解体の設計、撤去、土地の返還 	雇用経済部
19	北勢中央公園 〈指定管理〉	<p>整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討</p> <p>当該施設は、四日市市・いなべ市・菰野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <p>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場サブグラウンド(1面)やテニスコートの増設(4面)、新たなエリアの整備を休止すること ・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること ・用地買収については買取請求に応じ買収を完了させること ・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと ○上記方針について関係市町(四日市市、いなべ市、菰野町)に説明 <p>【今後の予定】</p> <p>○上記方針のとおり進め、未利用地の利活用については検討を継続</p>	県土整備部
20	熊野灘臨海公園 〈指定管理〉	<p>用途変更(維持修繕計画の見直し)</p> <p>当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響なども勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <p>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと ・上記あり方についての検討結果を踏まえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめること ○平成30年度は、関係者(三重県、紀北町、指定管理者)による「熊野灘臨海公園のあり方に関する検討会」を4回開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等を検討 ○令和元年度は、平成30年から老朽化により営業を休止しているプールの取扱い(修繕、規模縮小、別施設への用途変更等)を含めた公園の利用促進方策等について、地域振興、観光振興など幅広い視点から検討を行うため、関係者(三重県、紀北町、指定管理者、東紀州振興公社、紀北町観光協会)からなる「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」を開催 R1.8.31 第1回検討会開催 R1.11.15 第2回検討会開催 R2.2 第3回検討会開催(予定) <p>【課題】</p> <p>○各施設のあり方について一定の方向性を整理したが、プールの取扱いについては、引き続き検討が必要</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○令和元年度は、「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」(R1.8より3回を予定)を開催するとともに、検討結果をふまえた具体的な維持修繕計画を作成</p>	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
21	鈴鹿青少年の森 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、次世代を担う青少年が自然の中でスポーツや野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。</p> <p>平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところであるが、鈴鹿サーキットや交通量が多い道路に隣接するなど、好立地にあること、隣接する県有施設(鈴鹿青少年センター)においても、施設見直しの検討が進められていることなどから、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30.11.30 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、教育委員会とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を教育委員会と連携しながら実施 <ul style="list-style-type: none"> ①現利用者アンケート調査 ②施設劣化度調査(センターのみ) ③現地での試験的イベント ④経営シミュレート分析 ⑤民間事業者サウンディング調査 R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入にあたっては、施設所有者においても既存施設の機能回復やインフラ整備が必要 PPP/PFI事業実施にはアドバイザー業務(建設コンサル等)の契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の社会的役割や現在の利用者のニーズを踏まえたうえで、具体的な事業内容、事業手法等について検討を進めるとともに、関係機関との協議・調整を行う。 	県土整備部
22	鈴鹿青少年センター 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> H30. 8 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取 H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①現利用者アンケート調査 ②施設劣化度調査 ③現地での試験的イベント ④経営シミュレート分析 ⑤民間事業者サウンディング調査 R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入にあたっては、施設所有者においても既存施設の機能回復やインフラ整備が必要 PPP/PFI事業実施にはアドバイザー業務(建設コンサル等)の契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の社会的役割や現在の利用者のニーズを踏まえたうえで、具体的な事業内容、事業手法等について検討を進めるとともに、関係機関との協議・調整を行う。 	教育委員会

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
23	旧職員公舎等(35施設) (直営)	<p>建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討</p> <p>当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。 維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.12 旧職員公舎等(37施設)が見直し対象敷地が県有地の物件を建物付きで売却すべく管財課と協議 県有地以外の物件は、解体又は譲渡すべく関係機関と協議 ・H30.2 旧島津公舎を用途廃止で追加(38施設) ・H30.3 旧職員公舎2施設を無償譲渡(36施設) 旧神田公舎(敷地:東員町) 旧島津公舎(敷地:南伊勢町) ・H30.9 旧四日市北警察署を用途廃止で追加(37施設) ・R元.5 旧若葉町住宅を建物付きで売却(36施設) ・R元.11 旧大長公舎の土地を東員町に返還(旧公舎は東員町が解体)(35施設) <p>《底地所有者による分類》</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有地 17施設 県有地以外 18施設 合計35施設 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地が県有地の物件は、解体に要する経費(試算)が高額であるため、建物付きでの売却が困難 ・敷地が県有地以外の物件は、建物を譲渡できない場合には、更地にしての返却が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地が県有地の物件(17施設)について、建物付きでの売却に向け、管財課と協議を継続実施 ・敷地が県有地以外の物件(18施設)について、市町等への譲渡等に向けた協議を継続実施 	警察本部

不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けた取組状況について

1 主な取組内容

再発防止策	具体的取組	実施時期	取組の趣旨等				
外部視点の導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆コンプライアンス懇話会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・三重県の取組の方向性や具体的な取組内容について、外部の視点からのチェックを受け、取組のブラッシュアップを図る。 	平成31年1月、令和元年9月、令和2年1月	 <p>(コンプライアンス懇話会)</p>				
全庁的な推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆コンプライアンス推進会議の開催 ◆組織マネジメントシート記載区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「コンプライアンスの徹底」の区分を新設 ・「高い倫理意識の確保」と「適切な事務処理の実施」の項目について、具体的な取組内容や目標を記載。 ◆知事と本庁次長級以上の職員との個別面談 ◆部局長研修 <ul style="list-style-type: none"> ・組織の力を効果的に発揮するために部局長がなすべきことについて考えることを目的として、コンプライアンスをテーマに実施。 	令和元年5月、8月、令和2年1月 平成31年3月 令和元年5月～6月 令和元年8月	職員一人ひとりにコンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透するよう、全庁的な推進体制を確立する。 (1) コンプライアンスの徹底 <table border="1" data-bbox="1276 629 1690 795"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容・目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高い倫理意識の確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>(部局長研修)</p>	区分	取組内容・目標	高い倫理意識の確保	
区分	取組内容・目標						
高い倫理意識の確保							
職員一人ひとりの意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理職員人事評価基準の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の内容を反映するよう、管理職員特別勤務評定の評価項目の見直し ◆「コンプライアンス宣言」に署名 <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが「自分事」としてコンプライアンスに取り組むきっかけとするため、所属単位でコンプライアンス宣言に署名、職場等に掲示。 ◆コンプライアンスミーティングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスを「自分事」として取り組むために心がけること、行動に移すことなどについて意見交換を実施。(5月～6月) ・潜在しているリスクとその対応策や、業務改善策等について、班長と各担当が個別面談形式で話し合いを実施したのち、所属長と班長が面談し話し合い結果を報告。(9月～11月) ◆「私のコンプライアンス宣言」を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・クレドカードに「私のコンプライアンス宣言」を記載する欄を設け、職員一人ひとりが自ら考えた宣言を記載。 ◆知事と一般職員との意見交換 ◆庁内メールによる知事への意見募集 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに関する意見を庁内メールで知事へ直接送付。 	平成31年3月 平成31年4月 令和元年5月～6月、9月～11月 令和元年5月～6月 令和元年7月～ 令和元年9月～11月	職員一人ひとりが、なぜコンプライアンスに取り組むのか、コンプライアンスに違反するとどのような影響があるのかを「自分事」として捉え、取り組めるよう意識の向上を図る。    <p>(知事と一般職員との意見交換)</p>				
職員の事務処理能力の向上	◆新任所属長研修、新任班長(課長)研修の充実	令和元年5月(所属長)、8月(班長)	職員の知識不足による不適切な事務処理を改善するため、業務に関する職員研修を充実強化する。				
的確な業務の進め方の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆公文書等管理条例の制定 ◆内部統制制度の導入 	令和2年度施行予定 令和2年度導入予定	公文書管理の徹底や意識を高めるため、三重県公文書等管理条例(仮称)を制定する。 事務の適正な執行を確保するため、地方自治法に基づく内部統制制度を導入する。				
令和2年度以降の取組検討	<ul style="list-style-type: none"> ◆次期行財政改革取組の策定(3つの柱) <ul style="list-style-type: none"> ○スマート改革の推進(三重県人づくり基本方針を含む) ○コンプライアンスの推進 ○持続可能な行財政運営の確保 	令和元年度策定予定	社会経済情勢の変化やこれまでの取組の成果と課題をふまえるとともに、「挑戦を讃え、挑戦して失敗してもそこから学習して次の成功を生み出す組織」、「不祥事や事務処理ミスなどの失敗があっても、そこから学んで再発防止する組織」という、二つの意味での学習する組織をめざす視点も加え「スマート改革の推進」、「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政運営の確保」に取り組む。				

2 取組結果と今後の取組方向

取組結果	今後の取組方向
県民の皆さんからの信頼回復に向けて、県庁内の全所属に組織風土として定着していくよう、コンプライアンスミーティングの開催や職員研修の充実等により、コンプライアンスの一層の浸透、組織風土としての定着をめざして取り組みました。また、「的確な業務の進め方の徹底」に向けて、三重県公文書等管理条例(仮称)の制定及び内部統制制度の体制整備、運用方針の策定に取り組みました。あわせて、平成31年3月に策定した、『不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて』やコンプライアンス懇話会で出された意見、職員からの意見などをふまえ、次期行財政改革取組(第三次三重県行財政改革取組(仮称))の策定に取り組みました。 【コンプライアンス懇話会(1月31日開催)における主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革取組や人づくり基本方針にコンプライアンスを位置付けることで、取組の継続的な実施や効果の検証を行うことが大切である。 ・コンプライアンスの向上にむけ、行財政改革に取り組むことにより、一時的に業務量が増加する場合もあることから、取組の優先順位を設定するとともに、既存業務の効率化や廃止についても検討する必要がある。 ・さらに、スマート改革に新たに取り組むことにより、これまでになかったリスクが発生する可能性もあることから、スマート改革に関する知識や能力を高めるための人材育成を進める必要がある。 	次期行財政改革取組においては、「社会経済情勢をふまえたさらなる改革の必要性」、「現行の三重県行財政改革取組の成果と課題」をふまえるとともに、「挑戦を讃え、挑戦して失敗してもそこから学習して次の成功を生み出す組織」、「不祥事や事務処理ミスなどの失敗があっても、そこから学んで再発防止する組織」という、二つの意味での学習する組織をめざす視点も加えて取り組むこととし、取組の三本柱として、「スマート改革の推進」、「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政運営の確保」を掲げています。 県民の皆さんの信頼を回復し、より高めていくために、改定した「三重県人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、策定した「第三次行財政改革取組」に基づき、コンプライアンス意識の向上や組織としての確に業務を進めるための仕組みの構築などに取り組めます。

県教育委員会における不祥事根絶の取組

1 主な取組内容

取組項目	実施時期	取組の趣旨・具体的内容等
◆研修用事例シートの活用	令和元年5月～	・平成31年3月に作成した研修用事例シートを活用して、各学校においてコンプライアンス・ミーティングなどを実施し、教職員一人ひとりに発生した原因・背景は何か、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設けている。
◆SNS の使用のあり方についての ルールの徹底	令和元年7月～	・7月に作成した「県立学校における教職員と生徒・保護者との SNS 等の使用に係る適切な取扱いについて」に基づき、県立学校において、職務に関すること以外の連絡を絶対に行わないこと等を全職員に周知するとともに、SNS 等の適切な取扱いについて徹底している。
◆学校における行動計画に基づく 取組の実施	平成31年2月～	・各県立学校において校長自らが策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、自校の不祥事根絶に向けた取組やよりよい職場づくりの取組を進めている。 ・各校の行動計画は期首面談等の場を用いて、取組状況を校長から聴き取り、進捗状況の確認と必要な助言を行っている。 ・副教育長・次長が中間面談として各県立学校を訪問する際に、教職員から直接意見を聴く機会を設けた。 ・今後、学校における効果的な取組や参考となる意見をまとめ、各県立学校に共有する。
◆初任者研修および年次別研修 の充実	平成31年4月 (初任者研修) 令和元年5月 (年次別研修)	・第1回初任者研修等において、コンプライアンスについての研修を実施し、教員になるにあたっての決意や心構え、信頼される教職員であるために心がけていくこと等を記載したレポートを提出させ、教員としてあるべき姿を改めて考えさせる機会を設けた。
◆管理職選考試験における取組	令和元年5月～	・コンプライアンスや不祥事根絶のためにこれまで実践した取組および管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させた。 ・昇任後は提出された事前論文を用いて、新任管理職研修にて振り返る機会を設ける。
◆校長による教職員面談・相談	年間を通じて 随時	・健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援している。
◆県立学校長会による取組	令和元年6月～	・毎年6月に校長会が主催する新任校長研修において、県立学校の危機管理について重点的に研修を行った。 ・校長会の管理運営委員会において、今年度の研究課題を「不祥事の根絶について」としており、9月の校長研修で、行動計画に基づく取組について各校長が実践発表を行った。
◆懲戒処分に至らない文書訓 告・嚴重注意の事案の公表	令和2年1月～	・児童生徒の安全・安心な学校生活に支障となるおそれのある規律違反の事案について、懲戒処分に至らない文書訓告等の事案についても公表することにより、説明責任を果たし、県民の信頼確保に取り組む。

2 取組結果と今後の取組方向

取組結果	今後の取組方向
<p>・平成 31 年 1 月に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、あらゆる機会をとらえて、学校教育に対する信頼確保および不祥事の根絶の取組を進めました。</p>	<p>・教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事として捉えることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。</p> <p>・年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。</p> <p>・県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。</p> <p>・不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。</p> <p>・小中学校においては、各市町等教育委員会に対し、県教育委員会の取組をふまえ、教職員の不祥事を根絶させるという共通認識のもとそれぞれが主体的な取組を進めるよう、引き続き働きかけていきます。</p>

不適正な事務処理の是正状況等及び適正な業務の推進に向けた取組

1 不適正な事務処理の是正及び再発防止状況

(1) 障がい者の雇用（法定雇用率2.5%、厚労省への通報基準日は6月1日）

	算定基礎職員数	算定雇用数	実雇用率	不足数
H30.6.1	495.5人	4.5人	0.91%	7.5人
R元.6.1	492.5人	13.0人	2.64%	0.0人
R元.12.1	487.5人	11.0人	2.26%	1.0人

- 本年4月に2人を採用予定
- 障がい者である職員の把握・確認は、ガイドラインに則った手順を制度化し適正に実施
- 引き続き採用に努めるとともに、支援体制の充実など職場定着に向けた取組を推進

(2) 構造基準に適合しないブロック塀の対策工事

- 対象となるブロック塀（129施設・130か所）の対策工事等は令和元年度中に全て完了予定
- 県関係課との連絡を密にし、関係法令の改正状況等、最新の情報を把握して施設の整備・管理を徹底

(3) 建築基準法に基づく特定建築物及び特定建築設備の法定点検

- 令和元年度から、予算措置の上、業務委託により計画的かつ確実に実施

2 適正な業務の推進に向けた取組

(1) 教育訓練課程における指導

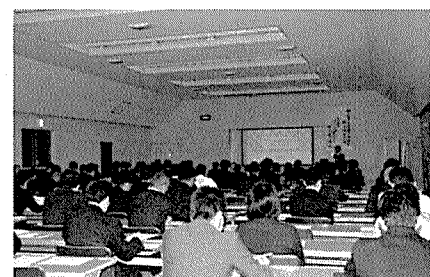
- 新規採用者を警察学校に6～10か月間入校させ、座学、討議、訓練のほか、福祉施設等の実習・見学を行い、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕すること、人権を尊重し公正かつ親切に職務を執行すること、規律を厳正に保持し相互の連帯を強めること、人格を磨き能力を高め自己の充実に努めること、清廉にして堅実な生活態度を保持することを指導
- 昇任者や専門業務分野の登用者を、中部管区警察学校や警察大学校の協力を得て再教育するとともに、部下の指導や組織管理の要領を指導



(警察学校での討議)

(2) 職場における指導

- 各所属において、OJTで法令の厳守や権限の濫用防止等を教育するとともに、年2回以上個別面談を行い、職務倫理や服務に関する考えを述べさせ、上司が指導・助言
- 定例の朝礼等の機会を用い、幹部や部外有識者による講話を実施
- 職務倫理観を人事評価の対象
- 職場における指導を警察署の副署長（警視）又は警察本部の課・隊の次長（警視又は警部）を中心に管理



(部外有識者による講話)

(3) 厳正な監察の実施

- 国が任命する部長級（警視正）の首席監察官の下に監察課を置く専従の体制により、国家公安委員会規則等に定める要領に従い、全所属を巡回して、職務倫理と服務に関する取組や規律の保持の状況を厳正に確認し、是正指導
- 中部管区警察局や警察庁による監察を受監

三重県における内部統制の方針（最終案）

地方自治法第150条第1項の規定に基づく三重県における内部統制の方針を、以下のとおり定めます。

1 内部統制の基本的な考え方

三重県では、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、正確、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の皆さんの信頼を確保するため、コンプライアンスを推進しています。

内部統制の導入により、リスクを認識したうえでそのリスクに備え、事務の適正な執行を確保することで、コンプライアンスのさらなる推進を図ります。

2 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的達成に向け、リスク評価やリスク対応を整備することで、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

県民が県政の状況を確認するうえで極めて重要な情報である予算、決算等に係る財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

県民からの信頼は全ての業務の礎となることから、安定的かつ持続的に行政サービスを提供するため、法令遵守をはじめとしたコンプライアンスの推進を図ります。

(4) 資産の保全

県民と共有する県の資産や情報等の取得、使用及び処分が正当な手続きや承認のもとで行われるよう、その保全を図ります。

3 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号の「財務に関する事務」のほか、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる範囲の事務とします。

4 内部統制の実効性の確保

(1) 推進・評価体制の構築

知事を最高責任者、副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築します。

(2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、県民の皆さんに公表します。

(3) 監査委員との意見交換

監査の実施によって得られた監査委員の知見を活用するため、適宜、監査委員との意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用につなげます。

(4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果、評価結果に基づく監査委員や県議会からの意見等をふまえ、適宜、内部統制の見直しを行います。

令和2年3月 日

三重県知事 鈴木英敬